㈡　同項第二号該当性

(1)　両サリン事件の首謀者である麻原は、平成十一年に自らが本団体の代表者たる役員であることを明確に供述して以降、これを変更することなく、現在も、弁護士や麻原の子女等を通じ、本団体の運営に関与することが可能である。そして、本団体は、麻原の指示に従い、また、明示的な指示がない場合にも、本団体の教義等に顕現された麻原の意思を推し量りつつそれに従った運営を継続しているのであるから、麻原は、現在も、本団体の代表者たる役員であり、かつ、構成員であると認められる。

(2)　また、両サリン事件のいずれかあるいは双方に関与した他の者のうち、遠藤誠一、新實智光及び横山真人の三名は、いずれも麻原及び麻原の説く教義に従う本団体の構成員であることをその言動等で示しており、本団体も、除名等の処分を下しておらず、現在も構成員として取り扱っているものと認められる。したがって、これら三名は、現在も、本団体の構成員であると認められる。

㈢　同項第三号該当性

前記のとおり、両サリン事件が行われた時に代表者たる役員であった麻原が、現在も代表者たる役員であると認められる。また、両サリン事件当時に、「ロシア支部大臣」として、本団体の重要な業務を統括し、本団体の重要な意思決定に関与し得る立場の役員であったと認められる上祐は、現在も、本団体の重要な一部を構成する集団である「ひかりの輪」の代表者として活動している役員であると認められる。

㈣　同項第四号該当性

(1)　オウム真理教は、麻原の説く「衆生救済」を実現するため、オウム真理教の教義に沿った理想郷の建設を目的とする「日本シャンバラ化計画」を推進するとともに、「衆生救済」に至る最速の道であり、結果のためには手段を選ばず、殺人をも勧める内容を含む「タントラ・ヴァジラヤーナ」の教義を最も重視している。そして、構成員に対しては、それを実践するための修行として、弟子に自己の意思を捨てさせ、絶対的な存在である麻原が課した試練を乗り越えさせる「マハームドラーの修行」を課している。

(2)　この点に関し、「Aleph」は、構成員に対し、麻原の説く「衆生救済」の実現に向け、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践を促すなどの指導を行うとともに「日本シャンバラ化計画」を周知し、構成員も、両サリン事件が「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践として正しいものであったとの認識が浸透している。

「山田らの集団」は、「Aleph」と同様に、施設内に「タントラ・ヴァジラヤーナ」や「マハームドラーの修行」の実践を促す内容の麻原の説法が掲載された教材を保管するなどしており、現在も、同教義を保持しているものと認められる。

「ひかりの輪」は、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う「麻原隠し」の活動を継続しているが、かかる「麻原隠し」の活動は、それ自体が、本団体の最終目的である「衆生救済」の実現のための「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践として行われているものである。また、「ひかりの輪」は、上祐が、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の考え方に基づく指導を実施しているほか、構成員が殺人を正当化する「タントラ・ヴァジラヤーナ」の考え方に理解を示していることなどが認められる。

(3)　以上の事実から、本団体は、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」それぞれが、麻原の説く「衆生救済」を実現するため、「日本シャンバラ化計画」を推進し、麻原が説く「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践を構成員の行動規範とするなど、現在も殺人を勧める「綱領」を保持していることは明白である。

㈤　同項第五号該当性

本団体については、㈠ないし㈣に掲げた事実のほか、現在も、

(1)　両サリン事件当時、麻原を頂点とし、麻原の指示に絶対的に従う上命下服の位階制度を敷き、一般社会と融和せず、隔絶した独自の閉鎖社会を構築したことが、秘密裏に両サリン事件を計画準備し、実行することを容易にしたと考えられるところ、現在も、上命下服の位階制度や一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持していること

(2)　麻原の意を受け、一連の凶悪事件で重要な役割を果たした上祐が「ひかりの輪」の代表者として中心的に活動しているほか、武器等製造法違反事件等の各種犯罪行為に関与した多数の構成員や、麻原奪還を計画したロシア人構成員を擁しているなど、現在も、違法事案を引き起こすおそれがある上、ロシア連邦において「オウム真理教」（「Aleph」）がテロ組織と認定され、その活動が禁止されていること

(3)　本団体の代表者かつ主宰者である麻原が両サリン事件についての自己の責任を否定し全く反省もしていないほか、「Aleph」において、構成員が地下鉄サリン事件はでっち上げである旨「オウム真理教」の関与を否定したり、「ひかりの輪」において、構成員が地下鉄サリン事件が被害者のカルマが原因で自己責任だと述べるなど両サリン事件の真摯な反省が認められないこと

(4)　「Aleph」において、第五回期間更新決定後、資産及び施設を増加させていること

(5)　「Aleph」において、勧誘対象者を欺罔する手法を用いて勧誘活動を行っていること

(6)　「Aleph」において、未成年の構成員に麻原への絶対的帰依を扶植していること

などの事実が認められる。

以上の事実からも、本団体には、現在もなお、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることは明らかである。

引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性（法第五条第四項）

本団体に対しては、以下のとおり、引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる。

㈠　本団体の閉鎖性、欺まん性に起因して活動状況を把握することが困難であること

(1)　本団体のうち「Aleph」及び「ひかりの輪」は、現在も、出家した構成員をその管理下の施設に集団居住させ、食事等の日常的な行為を管理統制して閉鎖的な居住空間を形成した上、出家した構成員と外部との接触を困難にして、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。また、本団体は、立入検査の際に、組織ぐるみで非協力的な姿勢を徹底しており、前述したように、「Aleph」において、立入検査の着手後に、出家した構成員が、検査対象物が入った荷物を施設外に持ち出したり、在家の構成員に検査対象物を隠匿して施設外に持ち出させようとするなどの検査忌避行為を相次いで行い、合計七名が当該立入検査の対象となった施設を管轄する警察に逮捕され、このうち、出家した構成員一名が罰金刑の判決を受けるなど、その組織体質は閉鎖的である。

(2)　本団体は、法に基づく公安調査庁長官に対する報告において、いずれの集団も構成員の一部を殊更報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告しないなどの不正確な報告を繰り返しており、公安調査庁から改善すべき点を具体的に指摘して報告内容の改善方を指導されているにもかかわらず、一向にこれを改めようとせず、「山田らの集団」においては、本請求直前まで活動拠点施設の報告す